

議案第10号

北上市災害弔慰金の支給等条例の一部を改正する条例

北上市災害弔慰金の支給等条例（平成3年北上市条例第91号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</p>	<p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</p> <p>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則に定める率とする。</p> <p>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</p>
<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還又は、半年賦償還とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払い猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。</p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払い猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</p>

附 則

(東日本大震災に係る災害援護資金の特例)

第2条 東日本大震災に対処ための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付に係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは、「年1.5パーセント(保証人を立てる場合にあっては無利子)」とする。

2 前項の災害援護資金の貸付に係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北上市災害弔慰金の支給等条例第14条及び第15条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害に

附 則

(東日本大震災に係る災害援護資金の特例)

第2条 東日本大震災に対処ための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付に係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条第2項中「年3パーセント以内で規則に定める率」とあるのは、「年1.5パーセント」とする。

2 前項の災害援護資金の貸付に係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第8項の規定によるものとする。

より被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

令和元年6月13日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率及び償還方法等を改正しようとするものである。